

# 分析レポート

## 国内経済金融

### 収益力向上と「金融円滑化法」対応

#### ～地銀決算を通して見た地域金融機関の課題～

渡部 喜智

#### 表面的には平穏な地銀の決算

東日本大震災と福島原発事故により大きな被害を受けた日本経済の回復ペースに緩やかなものにとどまる一方、デフレは根強い。海外では欧州信用不安が続くとともに、その波及効果として世界経済の減速懸念が強まっている。このため国内外ともに金融緩和長期化の観測は強い。

以上のような経済金融環境のもとでの地域銀行（以下、「地銀」）の2011年度決算を見ながら、地域金融機関経営の現状と課題を概観したい。

まず、概括的に言って地銀の11年度決算は表面的に平穏であり、大見出しになるような事項には乏しかったと言えよう。東日本大震災に伴う不良債権処理は前年度決算においてほぼ実施済みと言われていたが、実際には立ち直りが早く進んだ被害先もあり、震災関連の不良債権処理の積み増しは生じなかったようだ。また、欧州信用不安などによる投資資産の劣化の影響は、既に欧州投資が縮小されていたことなどから極めて限定的であった。したがって、金融庁が集計した地銀の決算データによれば、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産取り崩しの影響があったにもかかわらず、当期利益が増加するとともに、与信関係費用は貸出先の業況

図表1 地銀の決算概要

項目	年度	09年度	10年度	11年度
業務粗利益		49,858	50,002	49,107
うち資金利益		43,517	43,184	42,396
当期純利益		6,437	6,527	7,272
与信関係費用(▲)		▲ 7,206	▲ 6,145	▲ 2,910
不良債権額		6.6 兆円	6.7 兆円	6.8 兆円
不良債権比率		3.2%	3.2%	3.2%

金融庁HP資料より作成

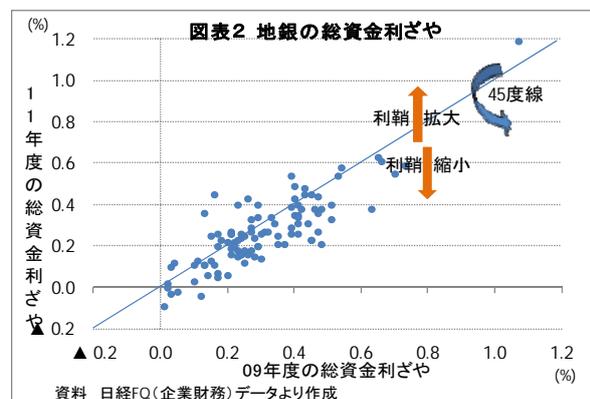
好転を背景に、10年度の半分以下となった。また、自己資本比率は小幅上昇した（図表1）。

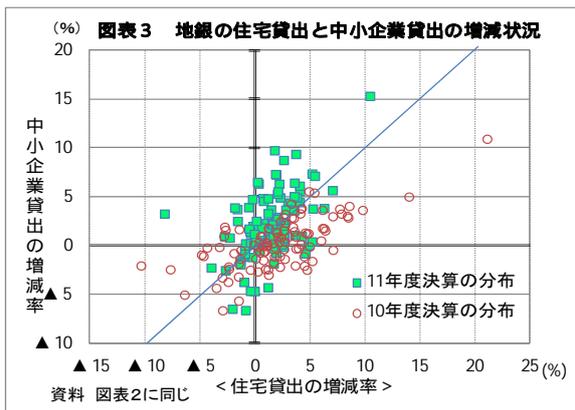
#### 収益力低下の課題

しかし、銀行決算の内実には以下のような課題をはらんでおり、それはJA系統の信用事業にも決して無縁ではなからう。

まず、図表1の資金利益の減少傾向に示される収益力の低下である。その背景にあるのは、超低金利の継続のもとでの利鞘縮小だ。地銀の11年度決算において、貸出と有価証券の利回り低下を背景に総資金利鞘がマイナスに陥ったところが5行にのぼる。また、利鞘が0.1%未満の地銀も全体の1割以上となった（図表2）。

外部負債調達以外の自己資本部分の増強とそれによる稼得収益の拡大も重要であるが、基本的な問題は上記のような資金収益力の低下である。対応策として債券など有価証券運用も課題となるが、利回り向上にはポートフォリオの金利変動リスク増大などのトレードオフも避けられない。したがって、貸出の収益向上が最重要かつ不可欠な方策となる。個人向





けと企業向けに分けて、最近の貸出動向を見てみよう（図表3）。

個人向け住宅貸出については、優遇金利の適用増大や短期金利変動貸出の増加などによる総体的な貸出金利の低下が見られる。これに対し、金融当局からはリスク対比での収益性悪化が指摘されてきた。地銀においても、その認識と長期的対応の必要性が語られることが多い。しかし、依然貸出姿勢は強い。11年度の地銀の決算では住宅貸出の全体の伸びは3%を切ったとはいえ、2.8%であった。また、住宅貸出減少行は10年度の26行から22行へ減った。新設住宅向け貸出が低迷する中、借換えに注力し底上げをはかった地銀も多く、貸出競争は厳しい。一方、少数事例であるが、住宅貸出以外の消費ローン貸出が増加軌道に乗った地銀も見られ方向転換を模索する動きに注目したい。

一方、中小企業貸出には底打ちの変化もうかがわれる。資金需要の低迷と信用リスクへの慎重対応もあり、中小企業貸出は減少してきたが、11年度決算では増加に転じた地銀も多い。金利的に優遇した資金枠を設定し推進する事例も散見されるが、医療介護や農業などを成長産業とし、かつ優良中小企業の支援を地域経済の活性化の重要な要素と位置付ける戦略は定着しつつあると言ってよからう。

なお、BPRと情報システム刷新を絡めた業務態勢見直しにより、人員を創出し営業フロントへの人員シフトがはかられていることも重要な動きだ。

### 「金融円滑化法」出口戦略の課題

中小企業等金融円滑化法（以下、「同法」）は13年3月末まで1年間延長された。これは、ソフトランディングのための最終延長と位置付けられており、今後1年間の出口対応が課題となる。

11年の年間倒産件数（東京商工リサーチ調べ）は、同法を含めた様々な政策支援もあり、92年以来の低水準（1万27百件）となった。一方、同法に基づく貸出条件変更件数（12年3月末までの累計）は、中小企業が308.7万件と報告されている。この件数数字は複数回対応も含んでおり、金融庁は事業者（債務者）ベースでは30～40万社と見ている。同庁は「中小企業再生支援協議会」などを通じたコンサルティング機能発揮により、事業再生支援の強化を求めている。本業の復調が見られる貸出先には、再生支援ファンドの活用や債務削減にも踏み込み、再生を確かなものにすることも期待される。

しかし、同法による支援効果が現れず先行き見通し難の貸出先も多いのも事実だ。地銀の11年度決算では貸出条件緩和債権が2割超増加したが、これは経営改善の見られない貸出先を格下げし、所定の引当て等も実施されたと考えられる。

同法期限切れ後も引続き貸出のリスクジュール対応なども想定され、13年以降倒産が直ちに増えるかは不透明だが、貸出先の選別は避けられないだろう。先行きの倒産状況は予断を許さない。思わぬ波及には注意が必要だろう。